

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年10月6日 富山地方法務局高岡支局 登記官 北濱基紀
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第2302-2023-0105号	氷見市日名田字三尾谷内2035番2
第2302-2023-0106号	氷見市日名田字三尾谷内2036番2
第2302-2023-0107号	氷見市日名田字三尾谷内2039番2
第2302-2023-0110号	氷見市日名田字番城谷内551番3
第2302-2023-0111号	氷見市日名田字番城谷内553番3
第2302-2023-0112号	氷見市日名田字番城谷内557番2
第2302-2023-0113号	氷見市日名田字番城谷内703番3
第2302-2023-0158号	氷見市日名田字三尾谷内2201番2
第2302-2023-0159号	氷見市日名田字大上2番2
第2302-2023-0160号	氷見市日名田字二反田1175番2